

宮城県感染拡大傾向時の一般検査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向が見られる時、知事の判断により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため、発熱等の症状がない者に検査を受けることを要請した場合において、その要請に基づき住民が受検する新型コロナウイルス感染症に係る検査の無料化を図るため、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施する事業者が検査等に要する経費について、当該実施事業者に対し、予算の範囲内において宮城県感染拡大傾向時の一般検査事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（総務省）（令和2年6月22日総行政第148号。以下「臨時交付金要綱」という。）並びに、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び宮城県感染拡大傾向時の一般検査事業実施要領（令和3年12月24日施行。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、この要綱で特に定めるものを除くほか、臨時交付金要綱、規則及び要領における用語の例による。

(補助事業等)

第3 補助事業等は、実施事業者が検査受検者を対象として、無料で実施する検査に係る要領第3条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事業とする。

(交付対象経費等)

第4 補助金の交付対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとし、経費区分ごとに算出した金額の合計額を補助金の額とする。

(交付対象外経費)

第5 補助金の交付対象外となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 用地の取得費
- (2) 貸付金及び保証金
- (3) 地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）
- (4) その他補助事業の実施と関連しない費用

(交付の申請等)

第6 本要綱による補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、感染拡大傾向時の一般検査事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)により、次の各号に掲げる書類を添えて、宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課宛て提出するものとする。

(1) 実績報告書(様式第2号)

(2) 検査に係る費用及び検査体制整備に係る費用が分かる書類(見積書、契約書、納品書及び領収書等)の写し

(3) 県税に未納がないことの証明書

(4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(5) 指定口座の通帳等の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書等の提出期限は、知事が定める日とする。

3 申請者は、交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の決定及び額の確定等)

第7 知事は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、その決定の内容及び第8条各号に定める条件を付した上で、交付決定通知書兼額確定通知書を申請した者に送付するものとし、交付しないものと決定した場合には、不交付決定通知書を申請した者に送付するものとする。

2 第6の規定による交付申請書の提出をもって、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

3 第1項の規定による交付決定をもって規則第13条の規定による額の確定があったも

のとみなす。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、第7第1項及び第3項の規定により、額の確定があったとみなされた後に交付するものとする。

(交付の条件)

第9 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により、補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、実施事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により総務大臣が別に定める期間を経過するまで、総務大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 実施事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(4) 実施事業者は、所得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(重複受給の禁止)

第10 実施事業者は、補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第11 知事は、交付決定後、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
 - (2) 申請内容に虚偽が認められたとき
 - (3) その他不正な手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき
 - (4) 感染拡大傾向時の一般検査事業実施事業者に係る登録の取り消しがあったとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第12 実施事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間等)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては5年間とする。

- 2 第13に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第5号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第15 実施事業者は、補助事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、情報の性質に応じて、法令を遵守し適切な管理をするものとし、補助事業の目的以外に利用してはならない。

(書類の提出部数)

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、電子データによる提出も認めるものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、実施事業者が実施した補助事業等について、第4に掲げる交付対象経費に含むものとする。

別表

補助対象経費	区分	補助率	補助額（※1）		補助期間	
検査等費用	PCR検査等	10/10	検査キット原価（検査費用，送料等を含む）	上限8，500円×回数（※2）	別途知事が定める期間	
			各種経費	3，000円×回数		
	抗原定性検査		検査キット原価	上限1，500円×回数（※3）		
			各種経費	3，000円×回数		
	検査体制の整備に要する費用		体制整備費	体制整備費		上限1，300，000円

※1 金額は，全て消費税及び地方消費税を含めた額とする。

※2 令和3年12月31日以降，実施事業者が医療機関の場合は上限7，000円とする（ただし，検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し，検査を委託して実施した場合を除く）。

※3 令和4年3月31日以前については，令和3年12月30日までは上限3，500円とし，令和3年12月31日から令和4年3月31日までは上限3，000円とする。